

所管部課	子育て支援部青少年課	部長	吉沢 寿子	
件名	令和4年度東大和市ランドセル来館事業実施要綱について			
		区分	1 審議事項 ○	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市立学童保育所条例、東大和市立学童保育所条例施行規則 東大和市立児童館条例		
	部課機関			
<p>1. 要旨</p> <p>(1) 学童保育所の待機児童対策として、平成20年度から東大和市ランドセル来館事業を実施している。引き続き、当事業を令和4年度においても実施するため、要綱を制定するものである。</p> <p>(2) 変更点 ①年度を改める。 ②学童保育所の待機児童対策として実施しているため、東大和市学童保育所条例との整合を図り第7条第1項第3号を追加する。</p> <p>(3) 施行日 令和4年4月1日</p> <p>(4) 影響及び効果 学童保育事業との整合性を図ることにより、事業の適切な管理、運営に資することができる。就労等で放課後の児童の監護ができない保護者の公平性を保ち、学童保育所またはランドセル来館の利用しやすい方の事業を選択できることにより、利便性の向上が図られる。</p>				
<p>2. 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>当事業は、平成20年度から学童保育所の待機児童対策として、児童館や小学校の教室を一時利用して実施している。また、平成31年度からは、子どもや保護者のニーズにあわせ、学童保育所入所申請を経ずに選択して利用できるようにしている。</p>				
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>				
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議報告後、市長決裁を経て本要綱を制定したい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。